

第23期第34回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年2月5日(水曜日) 13:30～14:48

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫
第11番	近藤美喜男		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實一
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 2人

農業委員 第2番 石山敏夫

農業委員 第4番 岩崎紀生

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
農地係長	田中賢禪	主任	井上貴清
主事	池田有里	臨時職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人・推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。立春も過ぎ、例年になく今年は暖冬で非常に過ごしやすくこのまま温かくなるのかと思っておりましたら、昨日ぐらいから気温が下がり、今週は冷え込むと予想されております。特に今世界中でコロナウイルスによる肺炎が拡大しており、日本は中国のお隣で交流があり関係の方々も心配をされていると思います。コロナウイルスだけではなくその他でも風邪ひきなどにも皆様気を付けられてこれからの活動に取り組んでいただけたらと思います。

それでは、ただいまから第34回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までとなっております。農政関係は、新居浜市農業施策に関する意見書の作成についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において池田辰夫委員と伊藤慎吾委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。

加えまして報告事項1件、参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号農用地利用集積計画についてを議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、畑2筆合計面積4,330平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、7番(1-1)さんから9番(1-3)さんの3件でございます。内訳といたしましては、期間3年2カ月間が2件、4年8カ月間が1件。利用権の種類は、すべて使用貸借で、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、及び、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

藤田会長

ありがとうございました。以上、7番から9番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号農用地利用集積計画についてを原案のとおり決定させていただきます。3ページをご覧ください。

議案第2号農地の所有権移転についてを議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第2番の1件でございます。

4ページをお開きください。

第2番は、船木字上長野、畑、2筆、面積1,625平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人については譲渡人と同一世帯で、今回の申請地を含む4.2反ほどの農地をこれまで家族で耕作しており、譲渡人の高齢化に伴い耕作が困難になったことから、同居の子である譲受人へ一部贈与する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用する見込みであり、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がなく、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります、高橋 眞次委員から報告をいただくところでしたが、本日都合により出席が遅れておりますので事務局から説明をいたさせます。

井上主任

はい、地元委員である高橋 眞次委員より令和2年1月18日付けにて申請地は現在畑として利用されており、今後も引き続き畑として利用される予定のため調和要件も特に問題なく許可しても支障がない旨報告をいただいております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第2号2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号農地の所有権移転についてを原案のとおり決定させていただきます。

5ページをご覧ください。

議案第3号農地の転用を伴う所有権移転等についてを議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は14件です。

6ページをお開きください。

19番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(3-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

20番、郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん外1名。内容は、自己住宅138.08平方メートル、一体利用地として、宅地306.14平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

21番、新須賀町一丁目、畑2筆、譲受人は、(3-3)さん。内容は、自己住宅141.60平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。7ページをご覧ください。

22番、星原町、田1筆、譲受人は、(3-4)さん。内容は、自動車修理工場198.00平方メートル、一体利用地として、宅地483.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

23番、新須賀町一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-5)さん。内容は、倉庫(1棟)112.77平方メートル、一体利用地として、雑種地53.00平方メートルがあり、

農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

24番、船木字池田、畑3筆、譲受人は、(3-6)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

8ページをお開きください。

25番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(3-7)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

26番、新須賀町二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-8)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)74.88平方メートル、一体利用地として、宅地90.77(実測)平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

27番、萩生字治良丸、田2筆、譲受人は、(3-9)さん。内容は、自己住宅144.08平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。9ページをご覧ください。

28番、大生院字本村、田1筆、譲受人は、(3-10)さん。内容は、自己住宅105.16平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

29番、新須賀町二丁目、田1筆、譲受人は、(3-11)さん。内容は、賃貸共同住宅(2棟)508.72平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

30番、大生院字戸屋鼻、田2筆、畑2筆、譲受人は、(3-12)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、賃借権

で期間は20年です。10ページをお開きください。

31番、中村松木二丁目、畑6筆、譲受人は、(3-13)さん。内容は、建売住宅(3戸)188.94平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

32番、西の土居町二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-14)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、19番から32番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、19番から32番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、合田委員さん。

合田委員

太陽光発電設備の件なのですが、令和2年度からは新たな受付はできないと聞いて、1月もそのようなお話が出て今回2月申請に上がったということは1月に入ってから申請になると思うのですが、枠のことについての質問はされているのでしょうか。

田中農地係長

前回も言いましたように、申請書とか電力会社が受付をされているものについては全てそういったことをクリアしてこちらに上がってきています。私も、前回言われたので行政書士を通じて聞いたのですが、あと2割くらいは申請が残っている部分があり新規は入札、売電価格の入札になっているようなのは聞きました。先程、井上の方にも経産省の方に問い合わせをしてもらったので、井上の方からそこについてはご説明をさせていただきます。

井上主任

先程の太陽光発電の担当の方に確認をさせていただいたのですが、過去の認定について段階的にやっているようで

去年までやっていたのが平成24年から平成26年までに認定を受けたものという形になっているようです。平成27年、28年それ以降については期限を決めて認定をしているらしいので問題はないらしいのですが、平成27年、28年に認定されたものについてはまだ期限をきっていない、今後期限を決めていく予定という話になっているようですのでこの2年分、平成28年については7月末までの認定分にはなるらしいのですけれどもこの2年分については今後ともまだ出てくる可能性があるということで経産省の方で確認しております。

田中農地係長

ですので合田委員さんが言われたそれは枠内かということなのですが、電力会社が受付けているというのはもちろん枠内であるということで受付を行っております。以上です。

合田委員

太陽光発電設備を設置するその枠というのは何キロワットとかそういう電力量で許可しているのですかね。例えばこの土地へ何キロワットのものを付けれますよと、土地付きの分の申請書じゃなくてただ単に発電能力だけの申請枠なのですかね。

田中農地係長

高圧と低圧とがあると思うのですが、高圧について新居浜市はまだ残っているというようなことは聞いているのですが、その辺の申請に対して我々がいうところではないのでその辺りは分かりかねます。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号農地の転用を伴う所有権移転等についてを許可相当として県知事に意見を送付いたします。11ページをご覧ください。

報告事項「農地所有適格法人の平成30年度事業報告につ

いて」です。事務局から報告をお願いします。

井上主任

農地所有適格法人の平成30年度事業報告についてご説明いたします。

1番、(4-1)さん及び2番、(4-2)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。12ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、先月に引き続きまして新居浜市農業施策に関する意見書の作成についてを議題といたします。

昨年9月の総会において、第23期の意見書の軸となるテーマについて協議を行い、「担い手の確保と育成」、「地産地消の推進と食育の充実」、「有害鳥獣対策支援策の強化」、「計画的な農業生産基盤整備の実施」という4つのテーマに決定しました。先月は、4つのテーマで班に分かれて、意見を出し合い協議していただきましたが、意見がまとまるころまでは進みませんでしたので、今回もう一回、第23期委員として、どのようなことを関係行政機関等に対する意見として提出していくか具体的な内容について話し合いたいと思います。

それでは、今月の資料について事務局から説明いたさせます。

近藤事務局次長

それでは、資料についてご説明いたします。前回1月6日の資料を使っていただきますが、今回お送りした資料は、テーマ2、2班の「地産地消の推進と食育の充実」のなかで、学校給食への農作物の流れが分かりにくいということで、学校給食課から資料をもらったものです。参考にしていただけたらと思います。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。それでは、前回に引き続き各班の中で意見を出していただき、最後に発表していただきたいと思います。それでは、20分間をとりますので話し合いを始めてください。

(協議20分後)

藤田会長

熱心に協議をされてなかなかまとまりにくいと思いますが、一応お時間がきましたので一度切らせていただきたいと思います。それでは、各班でまとめていただきました意見を発表していただきます。1班からお願いします。

曾我部委員

1班は担い手の確保と育成というテーマでございました。その中で2つ、大きい項目を作りました。1つ目は、新規就農者の支援対策ということでございます。これについて1番目に国の青年就農給付金の事業を活用。それを積極的に支援してほしいということでございます。2番目、ハウスの設置、農業機械の購入、農舎の建築、農地の購入というような高額な費用が掛かるためになかなか新規就農が進まないわけでございますけれども、それを支援してほしい。農地等は農業委員会が農地の空いているところ等を確認しているわけでそれを農林水産課あたりと一緒にやってあっせんをしてほしいということでございます。それが、農地の集積とあっせん、この支援は市が率先して一体となってしてほしいということでもあります。後は県外の移住者

向けのピーアール、新居浜出身者で都会へ出て定年になって帰ってくる方、農地がある方も沢山おいでだと思いますので、このあたりを市のホームページ等を活用して積極的にピーアールしてほしいということでございます。そして大きな2つ目には後継者対策ということでございます。まずは認定農業者、これは新居浜では非常に少ないですけど、この少ないのは現在認定農業者になっても特典があまり見当たらないということでございます。以前は資金の貸出等が認定農業者でないと借りれないということもあったのですが、今は潤沢なJAなり一般の地銀なりでも安い資金で貸してくれますので、この認定農業者に対する特典、これを新たなものを何か見つけて、市が策を練るなりして対応してほしいと思います。そして、一番大事なところでございますけどこの国、県に頼らない市独自の補助金の支援、これは新居浜市では何度も申し上げておりますが工業、商業には拠出している額が非常に大きいんですけど、農業に対する支援金は本当に少のうございます。100万、200万単位のことでございます。工業、商業となったら何億単位で出しているのに農業に対して市は本当に向いてくれない。このあたりが農業の生産意欲の拡大、これを積極的に進めるために、担当者の増員も含めまして、JAやその他の農業組織に頼らない市独自の農業に対する意欲を見せてほしいというところでございます。後は定年退職者の就農支援でございます。研修、栽培講習会をJA等が月に1、2回行っておりますが、こういうようなことも市が積極的に開催していただいてこういう回数を増やすなりして就農の支援に立ち上げてもらいたいということでございます。後は農作業の請負事業の立ち上げ。現在JAでは共同機械利用者部会がありますけど、今は農業の受託のみでございます。これを、小さい部落ごとくらいにもおろして行ってJAと一緒に、法人がきちりとした法人格でなくてもそういった規定を作って、それに向けて補助金なりを

市が支援していただきたい。そういうようなことをやっていただきたいと思います。以上でございます。

**藤田会長
合田委員**

ありがとうございました。次、2班お願いします。

はい、2班では地産地消の推進と食育の充実というテーマで議論をいたしました。この29年度に提言いたしました内容については全くその通りなのですが、実効があまり上がっていないとそういうことで例えば学校給食については今お米40パーセント、野菜21パーセントとになっているのですが、これを1パーセントでも2パーセントでも上げられるような工夫、努力をしてほしい。具体的には例えば小学校の学校給食が各校それぞれ独自のメニューを出してその計画書をあかがねの方へ出していると。非常に小ロットなのですよ。だから、小ロットはいい場合もあるのですが、生産者にとっては非常に煩わしい分もあるのでできたら新居浜市の小学校なら小学校で統一したメニューであかがねの方へ発注していただいたら、量の確保も計画生産もできやすいのではないかとこういったことも議論の対象になりました。消費者のニーズにあった新居浜産農産物を安定的に提供できるようにする、これは本当に大事なことなのですが具体的にこうしたらいいというような手法という実行ある議論はできませんでした。ですから、ここへ目標を掲げているようなことを一つからでも着実に進んで行ってもらいたいと思います。3番のふるさと納税の返礼品、もう少し新居浜市の特徴、味もそうですし量確保もできるし、人気のある産品を選んで設定してそれを生産者に呼びかけると。ふるさと納税は一体どれくらいの物が新居浜市として使われているのか、量的なものですね、数字的に皆さんに情報提供をしたらいいのではないかとこの意見もありました。以上です。

**藤田会長
岡田委員**

ありがとうございました。次、3班お願いします。

有害鳥獣対策支援策の強化ということですが、最近、市街地にイノシシやサルとか出没するケースが大変増えて

おります。人間と動物の里山、いわゆる山裾ですね。この辺りの農地とか耕作地の荒廃放棄地、人口減少、高齢化とあるのですが、里山の荒れ地が動物の出没しやすい環境を作ってしまった。昔と違うのが町中まで出てきてウロウロしているという事態になっております。そこで、大切なことは里山の耕作地を有効に利用して管理を十分にして放棄地にならないようにして動物を出さないよう、出てこられないような環境作りが大切だと思います。それで、地元の自治会等その地域で里山の管理をして耕作放棄地をなくして各家庭の動物に食べられやすいような物を外に出さないとか、そういう環境作りや自治会等地域で話し合いをして作るの大切ではないかと思っております。以上です。

藤田会長

今の分は今までにある1番、2番も更に強化をしてもらって今岡田委員がいわれたことはその中のもう一つ3番ということで捉えていいのでしょうか。では次に4班お願いします。

渡邊委員

はい、4班は計画的な農業生産基盤整備の実施ということで、(1)農業の発展と農地を集積し効率的な農業経営が行える生産基盤の整備が必要であることから、各土地改良区の実情に応じた維持管理と軽微な基盤整備を実施することということで、この軽微な基盤整備についていろいろ議論しました。特に上部地区は傾斜がありまして、隣同士の田には必ず段差がありだいたい低い所で30～40センチメートル、高い所では1メートル以上の段差があって大体平均して50～60センチメートルの段差があります。こんなところでは、区画整備などは不可能であり現実的なところで、例えば一軒の農家が所有する田で隣接している田で2畝や3畝、5畝の田をならして7畝や1反の田に整備をし直すと、費用も市の補助でやっていただければ具体的に事業が進められて農業をする環境も整えられるのではないかと話をしました。以上です。

藤田会長

ありがとうございます。前回出したものと別にではな

くて、それを中心に意見書をまとめたいということですか。

各委員

はい。

藤田会長

今、いろいろ出していただきまして、これをまた事務局の方でまとめてお諮りをしたいと最終的にこれを付け加えたり削除したりというようなことについても皆様方に協議をしていただきまして、最終的な意見書案を作成したいと思います。来月の総会で提示をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

各委員

はい。

藤田会長

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局どうぞ。

近藤事務局次長

失礼いたします。2点連絡いたします。まず、令和2年度先進地視察研修の日程と場所が決定いたしましたのでお知らせします。令和2年4月8日水曜日から4月9日木曜日の1泊2日で実施することになりました。研修先として、1日目、広島県三次市農業委員会にて人・農地プランについてと、2日目は、世良高原の6次産業ネットワーク直販所の視察研修を予定しています。次に、今日お配りしております第24期農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集についてです。

受付期間は、お知らせしておりましたとおり令和2年3月1日から3月31日です。市政だよりは3月号になりますが、ホームページは2月3日から募集要項、様式等を掲載しております。受け付けは、農業委員は農林水産課、農地利用最適化推進委員は農業委員会事務局が窓口になりますので、よろしく願いいたします。以上です。

藤田会長

ただいま説明にありましたが、研修旅行については4月8日から9日、第24期の農業委員並びに農地利用最適化推進委員の推薦及び募集については農業委員会事務局、農林水産課というようなことになっております。これでよろしいでしょうか。

各委員

はい。

藤田会長

以上をもちまして、第34回新居浜市農業委員会総会を閉

藤田事務局長

会いたします。御協力ありがとうございました。

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員